

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月27日

基礎情報

都道府県・市名	愛知県・豊田市（とよたし）
合併期日	平成17年4月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	愛知県豊田市西町3丁目60番地（旧豊田市）
人口（合併直近の国調）	395,224人（平成12年国調）
面積	918.47平方キロメートル
議員定数	40人（ただし、定数特例を2回適用し、当初6年は47人）
関係市町村名	豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	豊田市	362,157	290.11	40	12.0
	藤岡町	19,277	65.58	16	10.3
	小原村	4,345	74.54	12	31.7
	足助町	9,661	193.27	16	30.5
	下山村	5,557	114.18	12	22.6
	旭町	3,531	82.16	12	36.7
	稲武町	3,154	98.63	10	33.4
合計	-	407,682	918.47	118	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度一般会計当初予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税（千円）		
関係市町村	豊田市	132,150,000	84,339,902	70,000	都整、保全、地抛、公防	1.781
	藤岡町	6,357,959	3,088,487	50,000	保全、山村、辺地、地抛	1.141
	小原村	2,610,226	695,815	780,900	保全、山村、過疎、辺地、地抛	0.481
	足助町	5,500,000	981,614	1,605,000	保全、山村、過疎、辺地、地抛	0.394
	下山村	3,820,000	516,231	1,075,000	保全、山村、辺地、地抛	0.336
	旭町	2,440,000	635,908	792,000	保全、山村、過疎、辺地、地抛	0.443
	稲武町	2,924,000	569,826	600,000	保全、山村、過疎、辺地、地抛	0.490
合計	-	155,802,185	90,827,783	4,972,900	-	-

財政力指数はH14～16の3カ年平均

地域指定

都整 = 中部圏開発整備法（都市整備区域）

保全 = 中部圏開発整備法（保全区域）

山村 = 山村振興法

過疎 = 過疎自立促進特別法

辺地 = 辺地に係る公共的施設の統合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

地抛 = 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律

公防 = 環境基本法

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年11月1日	解散年月日：平成17年3月31日
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会 全13回開催 ・都市内分権検討小委員会 全7回開催 ・新市建設画作成小委員会 全7回開催 ・議員の定数等に関する小委員会 全5回開催 平成16年11月1日 合併協定調印式 平成16年11月9日 7市町村議会合併関連議案同日可決 平成16年11月12日 愛知県へ合併申請書提出 平成17年1月20日 総務大臣による告示 平成17年4月1日 合併により新「豊田市」誕生	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度までの10年間	
基本計画の主要項目	将来都市像 「ゆたかさ創造都市」健康で、さまざまなライフスタイルが実現できるまち まちづくりの基本理念 キーワードは「交流」、「共生」、「自立」、都市基盤の整備	
旧市町村庁舎の利活用	旧6町村役場は支所として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 7名 合計47名（定数特例2回）
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： 年 月
議会の議員の報酬額	月額： 61.5 万円（議長、副議長を除く）	
地域審議会の設置について	無	
内容	-	
地方税に関する特例	有	
内容	事業所税：合併時に豊田市の制度に統一するが、新たに課税される各町村区域においては、合併特例法第10条第1項の規程を適用し、平成19年度までは課税免除とする。	
合併特例債発行限度額（億円）	460.1 億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）
	新市の事務所の位置は、従来の豊田市役所とする。 編入町村の公の財産及び債務は、すべて豊田市に引き継ぐ。 編入町村の一般職の職員は、すべて豊田市の職員として引き継ぐ。 編入町村の常勤の特別職は、合併の前日をもって失職する。 市民憲章、市章、市町村の花等の慣行は豊田市の例による。 国民健康保険の税率は、従前の例により平成19年度まで不均一課税とする。 介護保険料は、従前の例により平成17年度は不均一賦課とする。 編入町村の行政区は、統合再編に努め、自治区として豊田市に引き継ぐ。 水道料金は、従前の例により平成17年度は不均一とする。 総合計画は、速やかに新計画の策定に着手する。
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

- ・新市建設計画の推進にかかる財源の確保
- ・公共的団体の統合
- ・まちづくり基本条例の制定と、それに伴う地域自治区、地域会議の検討